

質問の件名及び質問の要旨(質問時間)	答弁を求める者
<p>1 ごみ集積所の設置及び管理について (40分)</p> <p>ごみ集積所は、日常生活とは切り離すことのできない重要な施設であることは言うまでもありません。しかしながら、自分の家の前に設置されるといい気分のしない、迷惑施設でもあります。</p> <p>近年、ごみ集積所に、決められた利用者以外のごみが投棄されるなどの問題が発生しております。また、外国人等によるごみ出しのマナーの問題もあります。</p> <p>先日開催された「議会報告会 - 市民と議員の懇談会 - 」でも、ごみ集積所に関する話題が複数会場で市民から出されました。ごみ集積所に関する市民の関心は高く、全市的な問題となっていると考えられます。</p> <p>平成 27 年 12 月議会に同様の質問させていただき、重なる内容もありますが、市民の関心の高さに鑑み、改めて今回質問させていただきます。</p> <p>(1) ごみ集積所の廃止件数と設置件数の推移は。 (2) 新規設置における基準は。 (3) 設置及び管理の主体は。 (4) 「鶴ヶ島市ごみ及び資源の集積所の設置及び管理に関する要綱」の周知は。 (5) ごみ集積所を設置している集合住宅の数と割合は。 (6) 外国人等に対する、ごみ出しマナーの周知は。</p>	市長
<p>2 有害鳥獣等による被害を軽減するために (20分)</p> <p>本来、野生動物は人間と共存し、保護されるべき対象であります。わが国では「鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」により、野生鳥獣の捕獲や損傷、卵の採取などが禁止されております。</p> <p>しかしながら近年、日本各地でイノシシやニホンジカなどの野生動物が人里に現れ、住民に危害を与えたり、農作物を荒らしたりする問題が頻発しております。この様な状況を受け、「鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」では、鳥獣の管理と</p>	市長

質問の件名及び質問の要旨(質問時間)	答弁を求める者
<p>して、その生息数を適正な水準に減少させることなどを謳っております。</p> <p>当市においても、農作物が被害にあうなど、有害鳥獣による損害が発生しております。なお、有害鳥獣とは、人畜や農作物に被害を与える鳥獣の事で、市街地や農地に入り込み、何らかの被害を及ぼした場合にいうものです。</p> <p>当市における被害の大半は小型鳥獣によるものだと思われます。これらの被害の軽減を願い、以下質問いたします。</p> <p>(1) 有害鳥獣による被害状況は。</p> <p>(2) 有害鳥獣発生時における対応は。</p> <p>(3) 外来鳥獣等への対応は。</p>	